

将来の大改正を見越した相続税対策の組み立て方

～予想される改正の方向性と、それを踏まえた対策の立案～

税理士法人タクトコンサルティング

公認会計士・税理士 高木 真哉

令和3年度税制改正大綱

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

平成31年度税制改正大綱

平成30年12月14日
自由民主党
公明党

下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

(2) 相続税・贈与税のあり方

① 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、祖父母や両親の資産を早期に若年世代に移転させることにより経済活性化に資することを目的に、それぞれ平成25年度及び平成27年度の税制改正で導入された。制度の適用状況をみると、両措置とも、導入当初と比べて新規契約数が大幅に減少している。また、両措置については、導入当初から、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意した見直しが必要との指摘があった。これらの観点を踏まえ、両措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を2年間延長する。

② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。諸外国の制度をみると、生前贈与と相続に対して遺産税もしくは相続税を一体的に課税することにより、資産移転の時期の選択に中立的な税制が構築されている例がある。一方、わが国においては、平成15年に相続時精算課税制度が導入されており、本制度の適用を選択すれば、生前贈与と相続に対する一体的な課税が行われるが、本制度は必ずしも十分に活用されていない。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないよう、機会の平等の確保に留意しながら、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到

令和2年度税制改正大綱

令和元年12月12日
自由民主党
公明党

(3) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、次の措置を講じる。

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

寡婦（夫）控除について、寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。あわせて、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。さらに、子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とする。

なお、扶養親族がいない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（所得500万円（収入678万円）以下）については現状のままとする。

(4) 資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

高齢化の進展に伴い、いわゆる「老々相続」が課題となる中で、生前贈与を促進する観点からも、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築が課題となっている。今後、諸外国の制度のあり方も踏まえつつ、格差の固定化につながらないように、機会の平等の確保に留意しながら、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、資産移転の時期の選択に中立的な制度を構築する方向で検討を進める。こうした検討の進捗の状況を踏まえ、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、次の適用期限の到来時に、その適用実態も検証した上で、両措置の必要性について改めて見直しを行うこととする。

相続税・贈与税の現状と課題

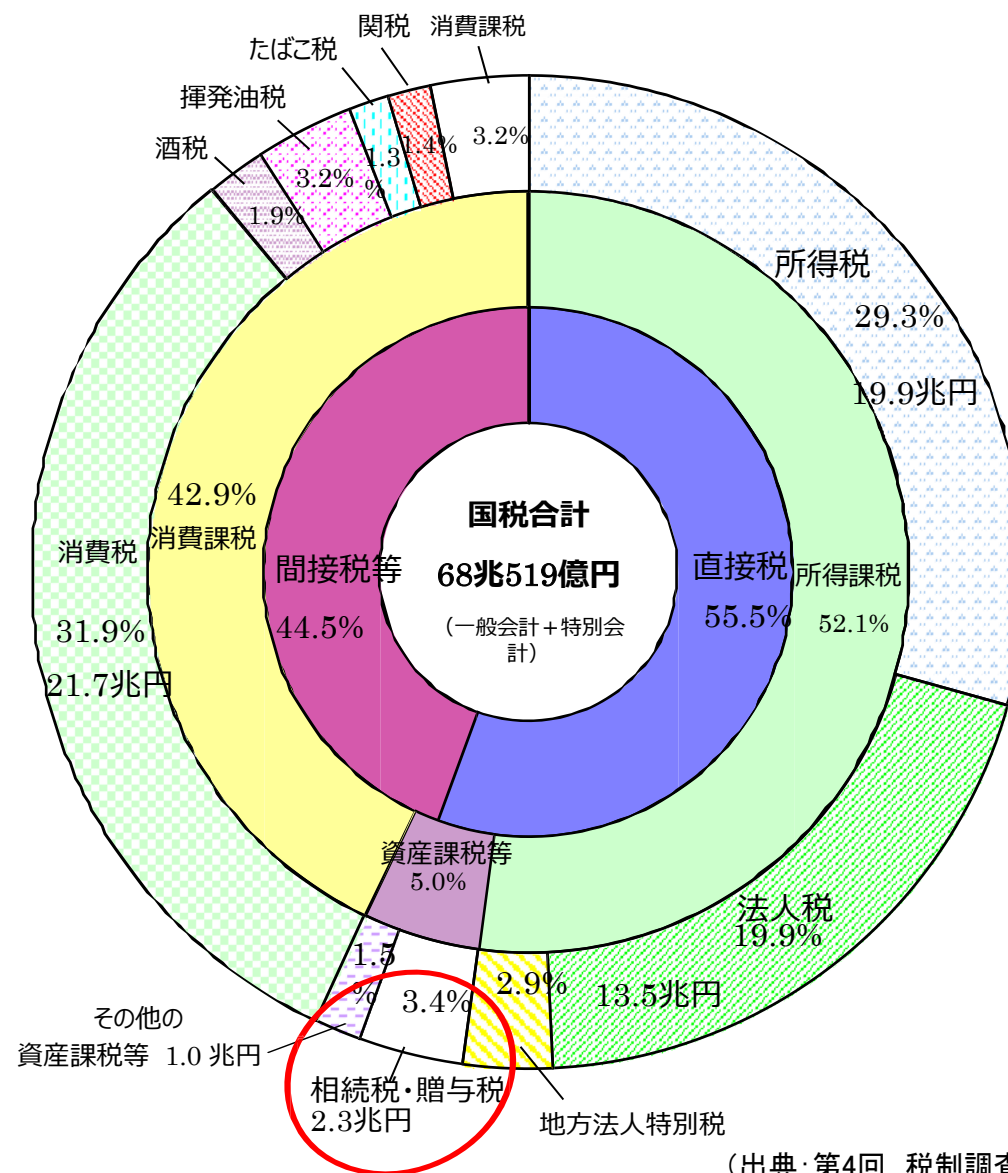
① 経済社会の構造変化

国税の税目及び税収の内訳

所得課税	所得税★ 法人税★ 地方法人税★ 地方法人特別税★ 復興特別所得税★
資産課税等	相続税・贈与税★ 登録免許税 印紙税
消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税

(注) ★印は直接税、無印は間接税等

国税の内訳 (令和2年度予算額)



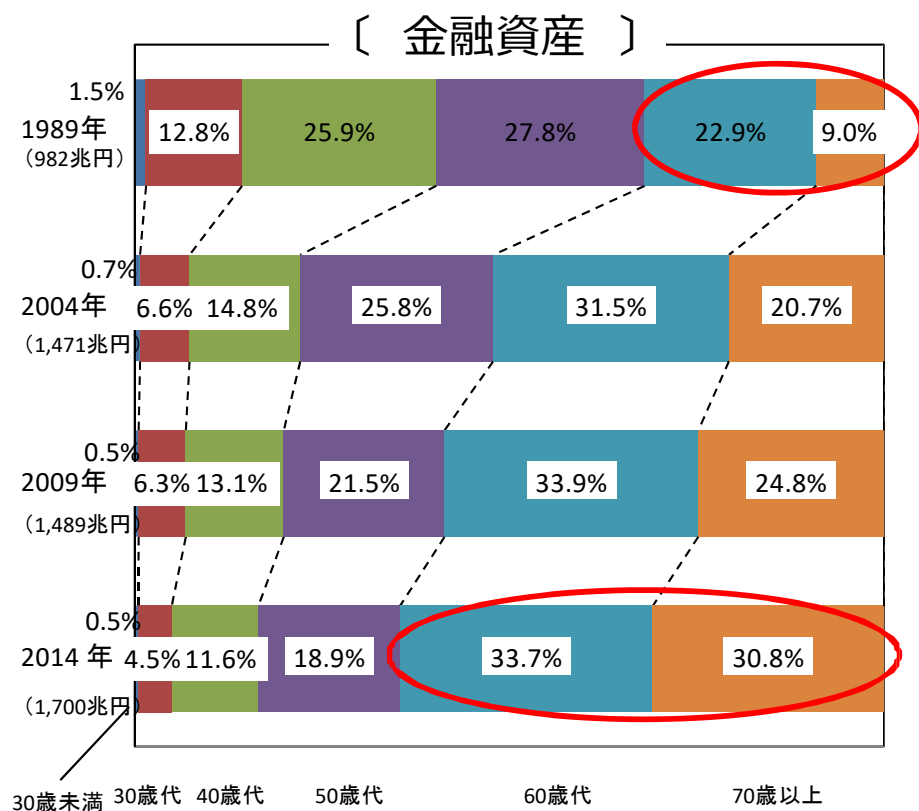
(出典: 第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料)

年代別金融資産保有残高について

2021年3月末時点
1,946兆円（6/25日銀発表）

- 年代別の金融資産残高をみると、この25年間で60歳代以上の保有割合はほぼ倍増。
- 足元では、個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳代以上が約6割（約1,000兆円）の資産を保有。

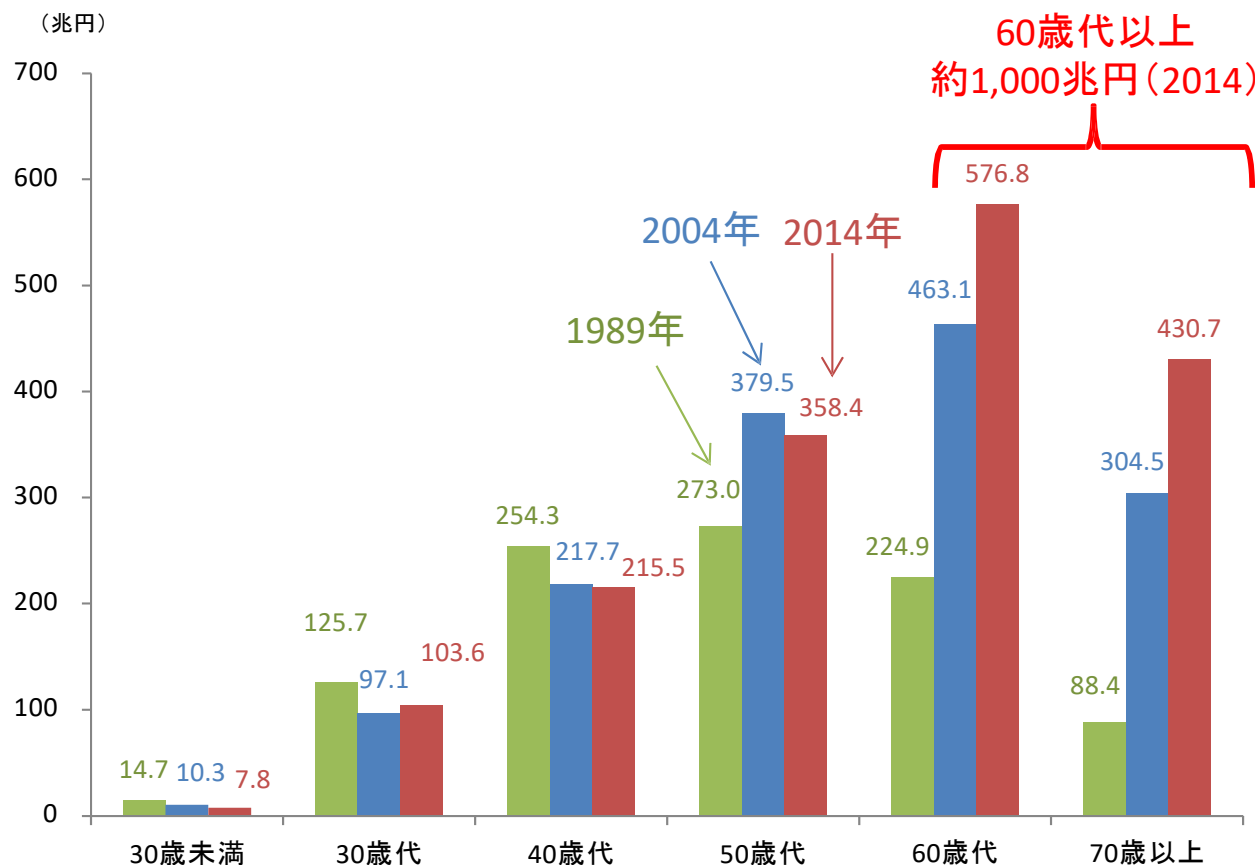
年代別金融資産残高の分布の推移



(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)、日本銀行「資金循環統計」により作成

(注)「金融資産」は貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

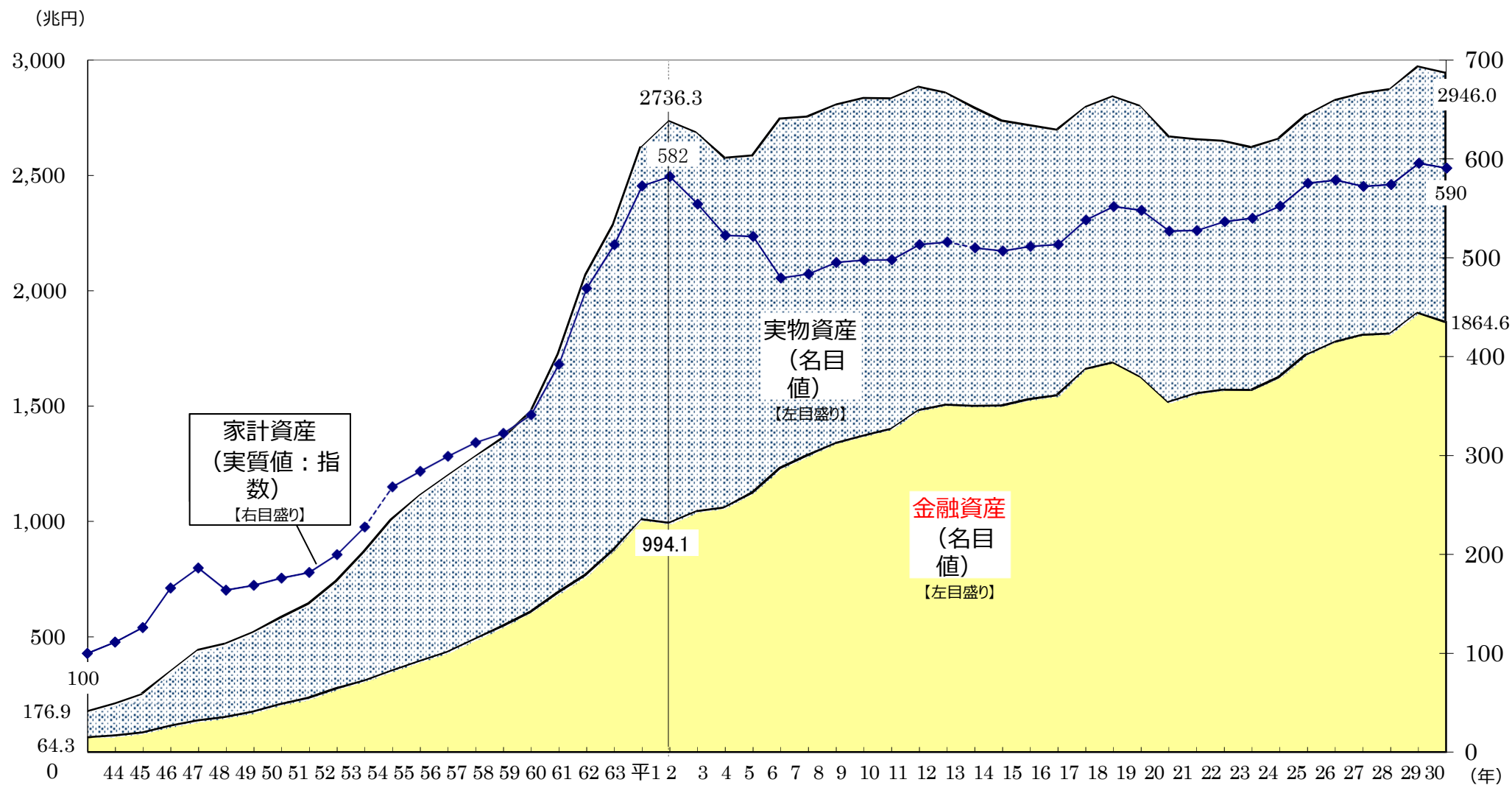
年代別金融資産保有総額 (兆円)



(出所)日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

(出典:第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料)

家計資産残高の推移



(出典) 国民経済計算 (内閣府) による。なお、昭和44年から昭和54年は68SNA (平成2年基準) により、昭和55年から平成5年は93SNA (平成12年基準) により、平成6年から平成30年は08SNA (平成23年基準) によっており、それぞれの計数は接続しない。

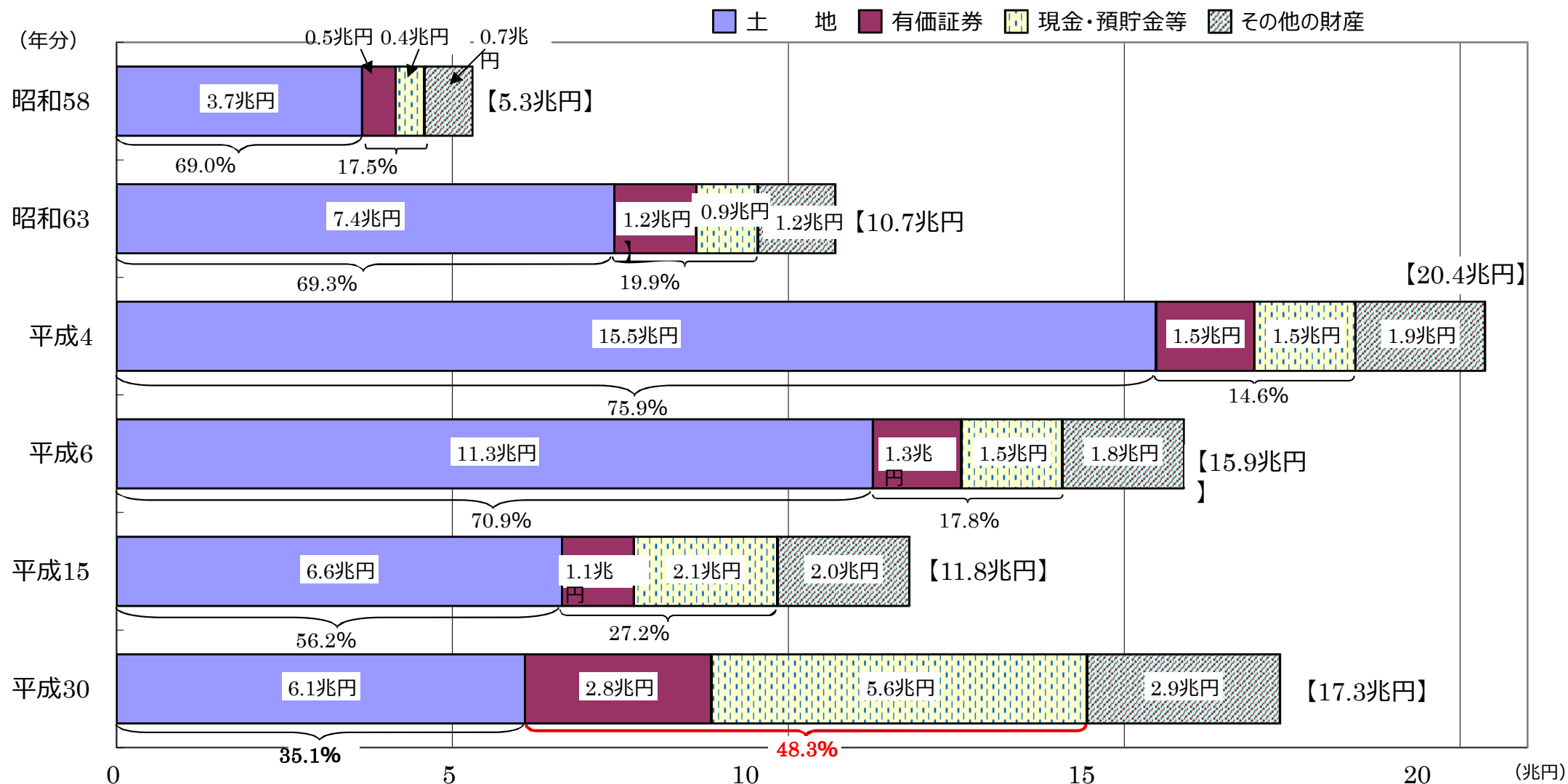
(注1) 「実物資産」とは、純固定資産 (住宅等)、再生産不可能有形資産 (土地等) 等、金融資産以外の資産の合計をいう。

(注2) 家計資産 (実績値 : 指数) は、各年の家計資産 (名目値) をデフレーターを用いて実質値化し、昭和44年を100として指数化したもの。

(出典: 第4回 税制調査会 (2020年11月13日) 資料)

相続財産種類別の財産価額の推移

- 平成初期までは、地価高騰を背景に、相続財産に占める土地の割合が高かったが、次第にウェイトが低下。
- これに対し、**有価証券及び現金・預貯金等は、平成30年で8.4兆円と大きく増加してきており、相続財産に占める割合も48.3%に増加。**



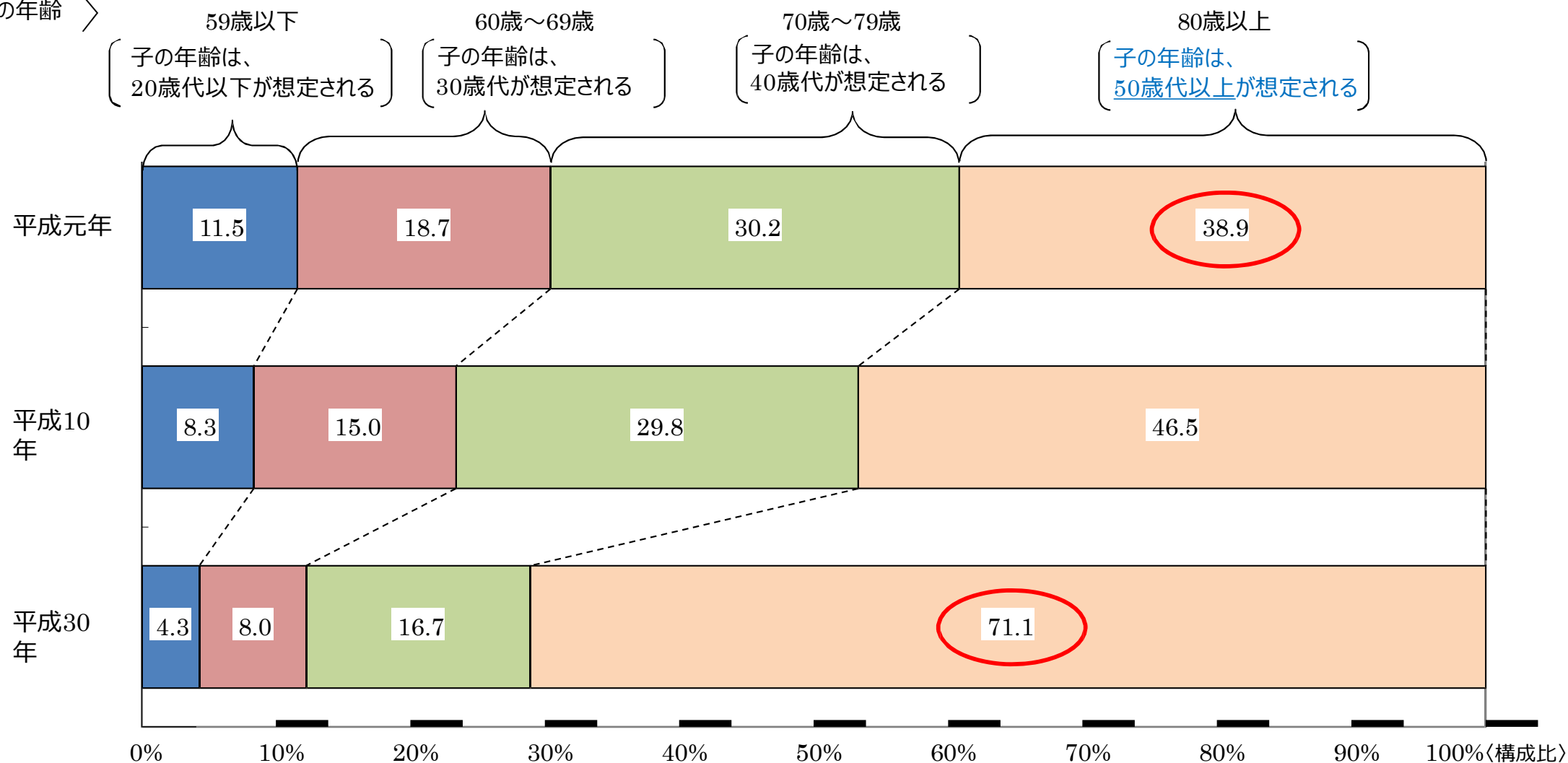
(資料) 「国税庁統計年報書」による。

(出典: 第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料)

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

○ 被相続人の高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、**相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況**

〈 被相続人の 死亡時の年齢 〉



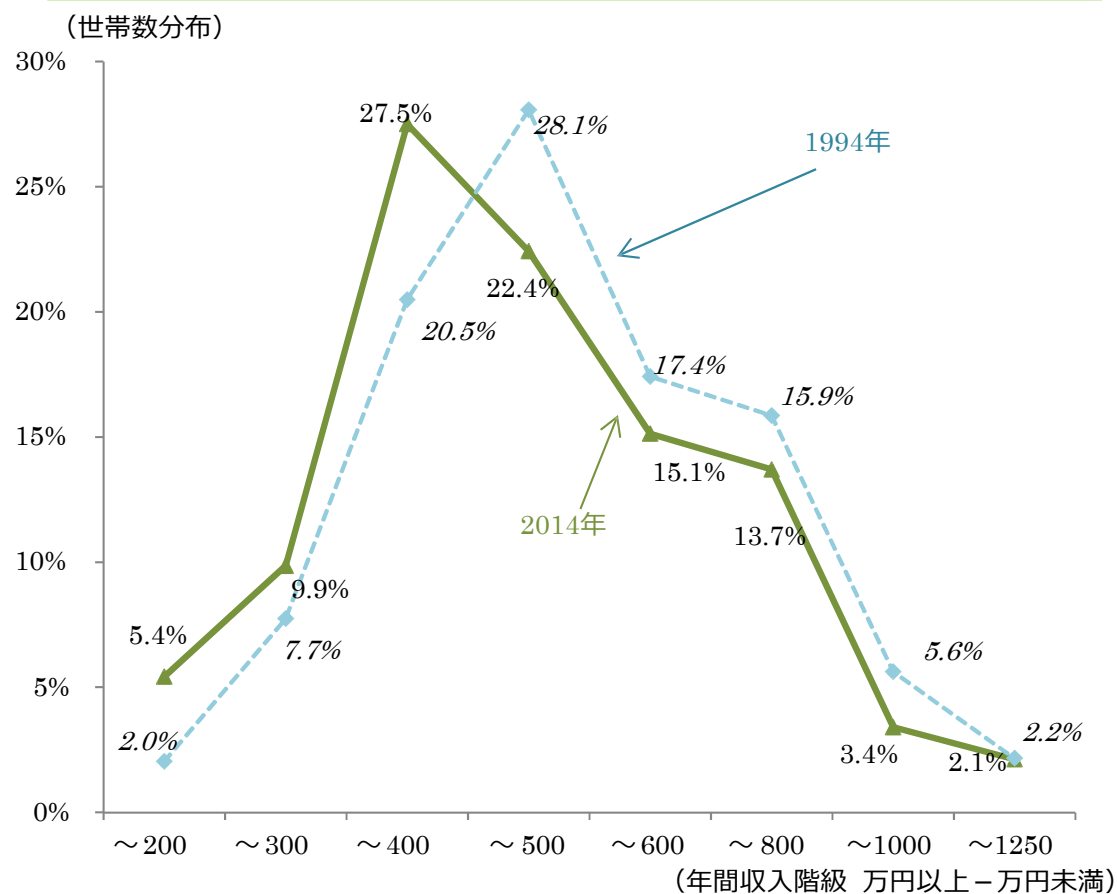
(注) 主税局調べ。

(出典: 第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料)

世代別の収入分布の変化（二人以上の世帯）（1994年→2014年）

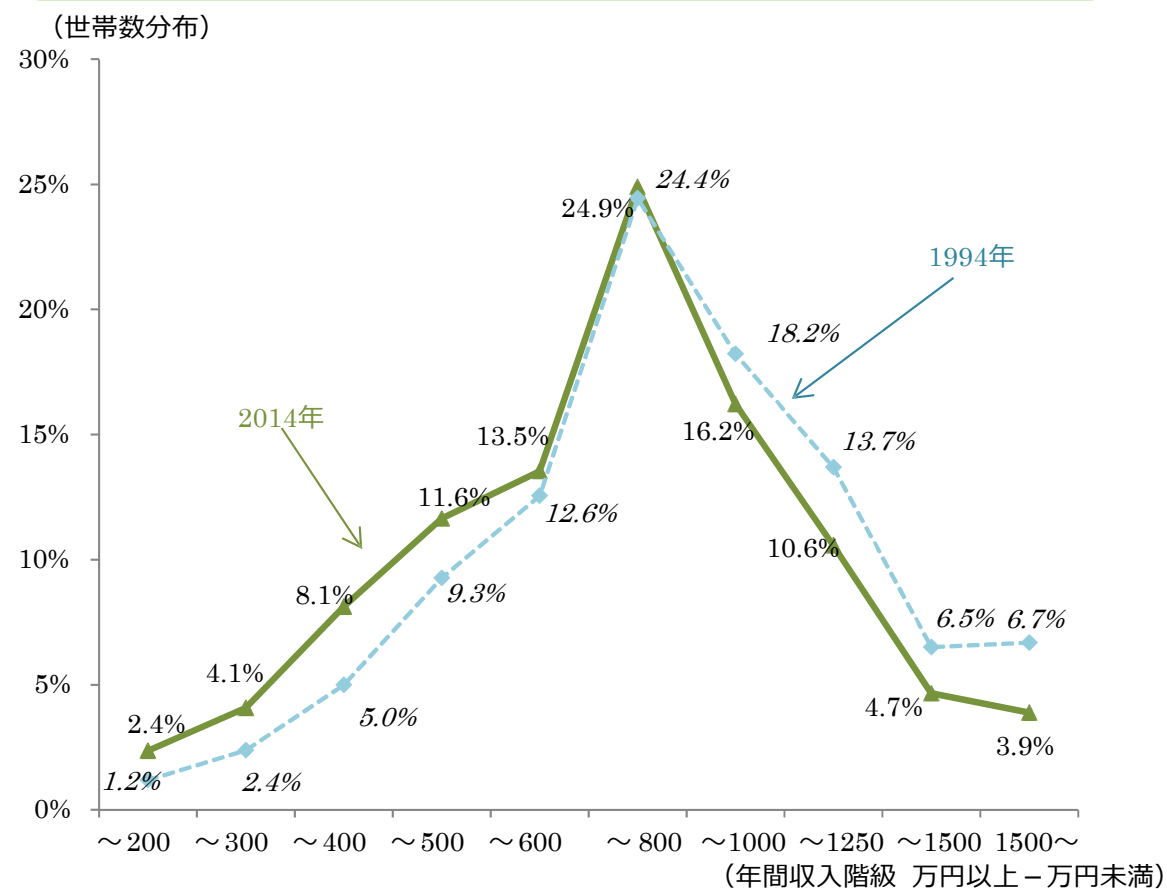
○1994年から2014年までの間に、30歳未満の若年世代を中心に現役世代の世帯収入は低下。

30歳未満



(出所) 総務省「全国消費実態調査」(二人以上世帯)

30~59歳



(出典: 第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料)

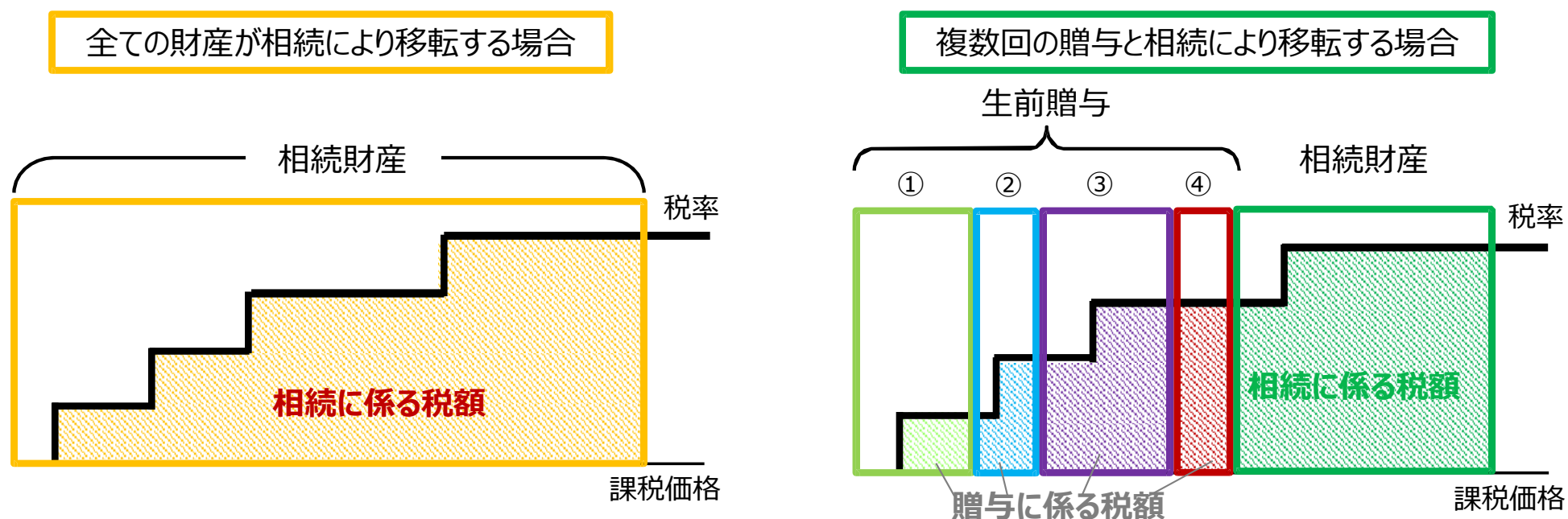
相続税・贈与税の現状と課題

② 制度的論点

資産移転の時期の選択に中立的な税制（イメージ）

- 資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。
- 贈与者（取得者）は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国（米・独・仏）では、贈与税・遺産税（相続税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

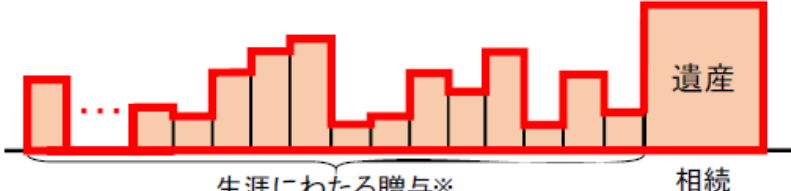
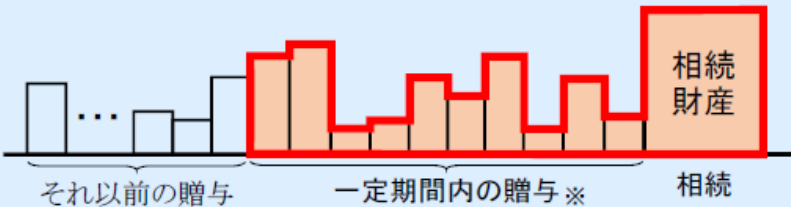
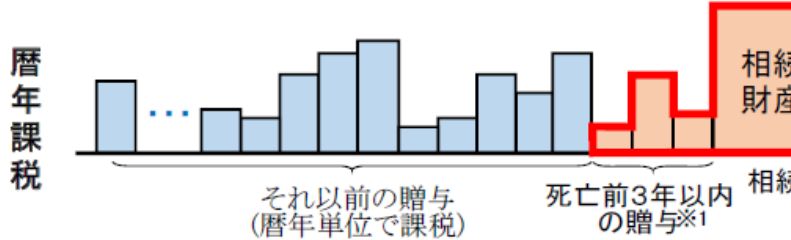
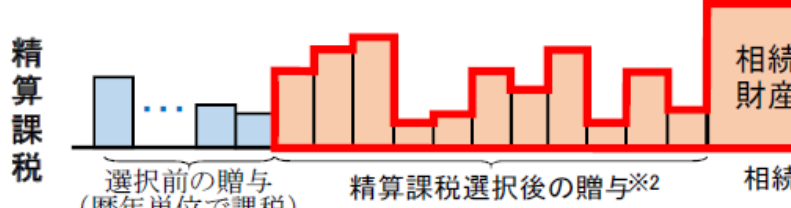
（例）同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ



- ✓ 移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定
- ✓ 資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

（出典：第4回 税制調査会（2020年11月13日）資料）

我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較

<p>米 (遺産税方式)</p>	<p>①贈与税と遺産税は統合されており、 ②一生涯の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ 遺産に遺産税(相続税)を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、遺産税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>一生涯の生前贈与と相続で税負担は一定 ⇒資産移転の時期に 中立的</p>
<p>独・仏 (遺産取得課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は統合されており、 ②一定期間(独10年、仏15年)の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を一体的に課税</p> <p>※ 過去贈与分に対応する税額(過去の累積贈与額に現行税率表を適用した想定税額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p>	<p>一定期間の生前贈与と相続で税負担は一定 ⇒資産移転の時期に 中立的</p>
<p>日本 (法定相続分課税方式)</p>	<p>①贈与税と相続税は別体系であり、 ②相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税</p> <p>暦年課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を課税</p> <p>※1 死亡前3年間の贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付しない)</p> <p>選択制</p> <p>①贈与税と相続税は別体系であるが、 ②選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税</p> <p>精算課税</p>  <p>○ 相続財産に相続税を一体的に課税</p> <p>※2 選択後の累積贈与分に対応する税額(納付済みの実額)は、相続税額から控除(控除不足額は還付)</p>	<p>【暦年課税】 生前贈与と相続では税負担が大きく異なる ⇒資産移転の時期に 中立的でない</p> <p>【相続時精算課税】 選択後は生前贈与と相続で税負担は一定 ⇒資産移転の時期に 中立的</p>

(出典:第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料)

主要国における贈与税の概要

(2020年1月現在)

		日本		アメリカ	イギリス(注6)	ドイツ	フランス		
		暦年課税	相続時精算課税						
納税義務者		受贈者	受贈者(注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者		
税率	最低税率	10%	20%	18%	—	7%(注8)	続柄の親疎により、税率は3種類（最高税率50%）。	5%(注8)	続柄の親疎により、税率は5種類（最高税率60%）。
	最高税率	55%(注1)		40%		30%(注8)		45%(注8)	
	税率の刻み数	8(注1)	1	12		7		7	
累積制度		なし	あり（過去全て）	あり（過去全て）	あり（過去7年分）	あり（過去10年分）	あり（過去15年分）		
相続財産への合算		過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分		
基礎控除等		毒礎控除（年間）(注2) ：110万円	特別控除（累積）(注2) ：2,500万円	<u>（生涯累積：遺産税と共通）</u> (注4,5) 1,158万ドル（12.6億円） ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者：免税	<u>（7年累積：相続税と共通）</u> (注7) 32.5万ポンド（4.583万円） 配偶者：免税	<u>（10年累積：相続税と共通）</u> (注9) ・配偶者：50万ユーロ（6,050万円） ・子：40万ユーロ（4,840万円）等	<u>（15年累積相続税と共通）</u> (注9) ・配偶者80,724ユーロ（977万円） ・直系血族：10万ユーロ（1,290万円） 等		

(注1) 直系鼻属から20歳（令和4年4月1日以後の贈与については、18歳）以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。

(注2) 日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。

(注3) 日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳（令和4年4月1日以後の贈与については、18歳）以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。

(注4) アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価額を累積・合算して税額を計算する（過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可）。贈与財産の価額から年間の控除額（受贈者1人あたり15,000ドル（164万円））を控除した額について、贈与財産価額・適産価額に合算する。

(注5) アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。

(注6) イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8～40%の税率で課税される（贈与後7年を経過した財産については非課税）。

(注7) イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から年間の控除額（贈与者1人あたり3,000ポンド（42万円））を控除した残額を、相続財産価額に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与（相続）する場合は、7年累積分の基礎控除が15万ポンド（2,115万円）加算される（ただし、贈与（相続）財産総額が200万ポンド（2億8200万円）を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する）。

(注8) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。

(注9) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価額を贈与財産・相続財産価額に累積・合算して税額を計算する（各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可）。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和2年（2020年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

主要国における相続税の概要

(2020年1月現在)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	
最低税率	10%	18%	40%(注4)	7%(注6)	5%(注6)
最高税率	55%	40%		30%(注6)	45%(注6)
税率の刻み数	8	12	1(注4)	7	
基礎控除等	3,000万円 + 600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除 (注2,3) 1,158万ドル (12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者：免税	基礎控除 (注4,5) 32.5万ポンド (4.583万円) 配偶者：免税	・配偶者(注7,8,10)： 剰余調整分+75.6万ユーロ (9,148万円) ・子(注8,9,10)：40万ユーロ (4,840万円)	・配偶者(免税) (注8,10) ・直系血族：10万ユーロ (1,210万円)
累積制度	相続前3年間に (注1) 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 (注4)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

(注1)相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。

(注2)アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。

(注3)アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかかる年間の控除額(受贈者1人あたり1.5万ドル(164万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。

(注4)イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内で贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8～40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。

(注5)イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億8200万円)を超える場合、超価額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が逡減する)。

(注6)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。

(注7)ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,050万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,098万円)が認められる。

(注8)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。

(注9)ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(4,840万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(125万円)～52,000ユーロ(629万円)の特別扶養控除が認められる。

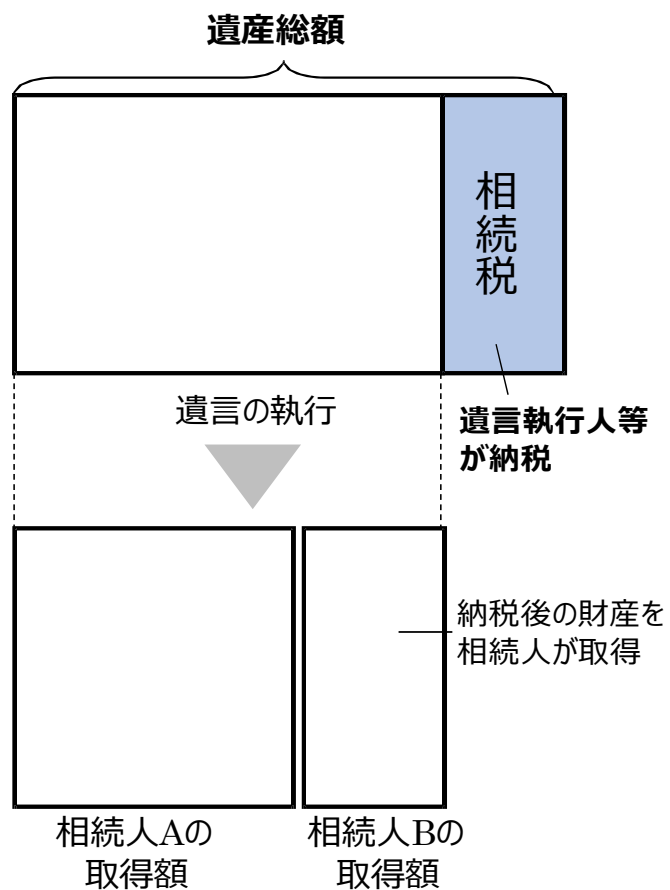
(注10)ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。備考1)遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。備考2)邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び載定外国為替相場。令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

相続税の課税方式の類型

遺産課税方式

(米)

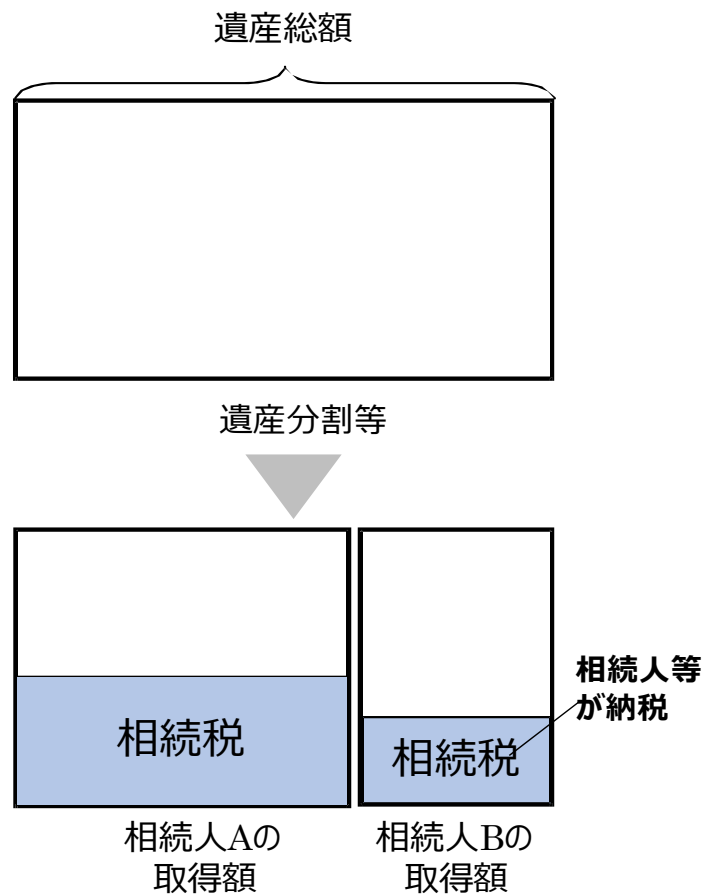
- 遺産総額に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 遺言執行人等が納税義務者となる



遺産取得課税方式

(独・仏)

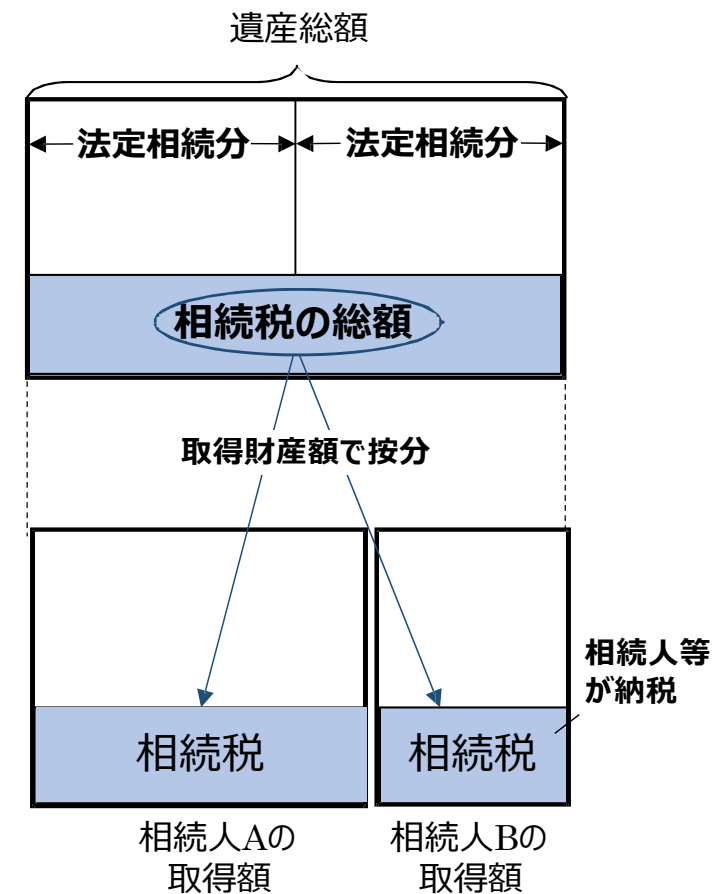
- 各人の遺産の取得額に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 相続人等が納税義務者となる



法定相続分課税方式

(日本)

- 相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、各人の取得財産額の割合で按分
- 相続人等が納税義務者となる



相続税の設置状況

○ 相続税・贈与税ともに存在 (44/129) 、▲ 贈与税のみ (2/129) 、× どちらもなし (83/129)

アイスランド	×	アイルランド	○	アゼルバイジャン	×
米国	○	米領ヴァージン諸島	×	アラブ首長国連邦	×
アルゼンチン	×	アルバ	○	アルメニア	×
イエメン	×	英国	○	英領ヴァージン諸島	×
イスラエル	×	イタリア	○	イラン	○
インド	×	インドネシア	×	ウクライナ	○
ウズベキスタン	×	ウルグアイ	×	エクアドル	○
エジプト	×	エストニア	×	エルサルバドル	×
オーストラリア	×	オーストリア	×	オマーン	×
オランダ	○	ガーンジー島	×	カザフスタン	×
カタール	×	カナダ	×	カンボジア	×
キプロス	×	キュラソー	○	ギリシャ	○
キルギス	×	グアテマラ	○	クウェート	×
グレナダ	×	クロアチア	○	ケイマン諸島	×
ケニア	×	コスタリカ	×	コソボ	×
コロンビア	×	サウジアラビア	×	ジブラルタル	×
ジャージー	×	ジョージア	×	シンガポール	×
スイス	○	スウェーデン	×	スペイン	○
スロバキア	×	スロベニア	○	セルビア	○
セントヴィンセント/グレナディン諸島	○	セントクリストファー・ネイビス	×	セントルシア	×
ソロモン諸島	×	タイ	○	大韓民国	○
台湾	○	チェコ共和国	×	中国	×

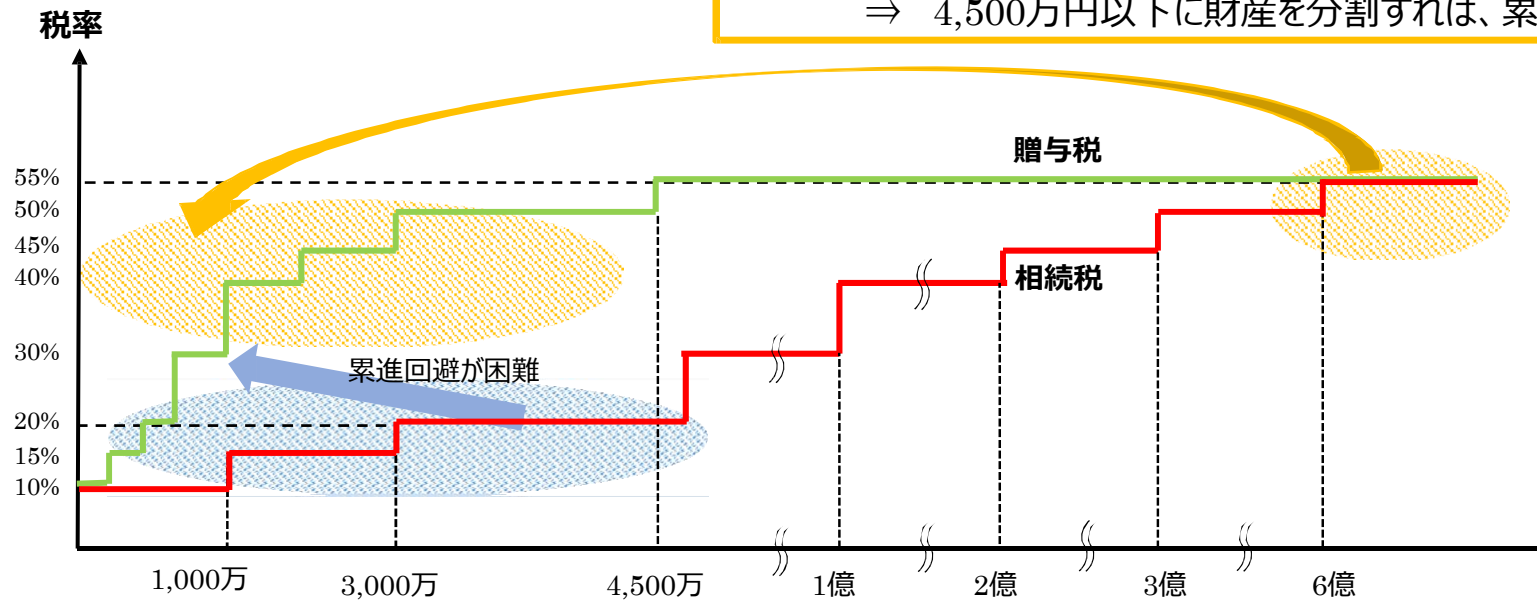
チリ	○	デンマーク	○	ドイツ	○
ドミニカ	×	ドミニカ共和国	○	トリニダード・トバゴ	×
トルクメニスタン	×	トルコ	○	ニカラグア	×
日本	○	ニュージーランド	×	ノルウェー	×
バーレーン	×	パキスタン	×	パナマ	×
バプアニューギニア	×	バミューダ	×	パラグアイ	×
バルバドス	▲	パレスチナ自治区	×	ハンガリー	○
バングラデシュ	▲	フィリピン	○	フィンランド	○
ブラジル	○	フランス	○	ブルガリア	○
ブルネイ	×	ベトナム	×	ベネズエラ	×
ベラルーシ	×	ベルー	×	ベルギー	○
ポーランド	○	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	ポルトガル	×
香港	×	ホンジュラス	×	マカオ	×
マケドニア	○	マルタ	×	マレーシア	×
マン島	×	南アフリカ	○	ミャンマー	×
メキシコ	×	モーリシャス	×	モザンビーク	○
モナコ	○	モルドバ	×	モロッコ	×
モンゴル	×	モンテネグロ	○	ヨルダン	×
ラオス	×	ラトビア	×	リトアニア	○
リビア	×	リヒテンシュタイン	×	ルーマニア	×
ルクセンブルク	○	レバノン	○	ロシア	×

(出典:経済産業省委託調査)

我が国の相続税と贈与税の関係

- 我が国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在。贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、相続税よりも重い税率構造が設定されている。
- 将来の相続財産が比較的少ない層にとっては、相続財産に適用される限界税率に比べ、贈与税の税率構造が高い水準にあるため、分割贈与をしても高い贈与税率が適用される余地が多い（ニーズに即した財産移転であっても贈与税が抑制的に作用）。
- 他方、相当に高額な相続財産を有する場合には、相続財産に適用される限界税率を下回る水準まで財産を分割することで、相続税の累進負担を回避しながら、多額の財産を移転することが可能。

(参考) 相続税と贈与税の税率構造 (イメージ)



例：相続財産（法定相続分）が6億円超（限界税率55%）の場合
 ⇒ 4,500万円以下に財産を分割すれば、累進回避が可能

例：相続財産（法定相続分）が4,000万円（限界税率20%）の場合

- ・ 財産を1,000万円に分割しても、贈与税の限界税率30%（累進回避は困難）
- ・ 財産を400万円に分割した場合、贈与税率15%（累進回避が可能）

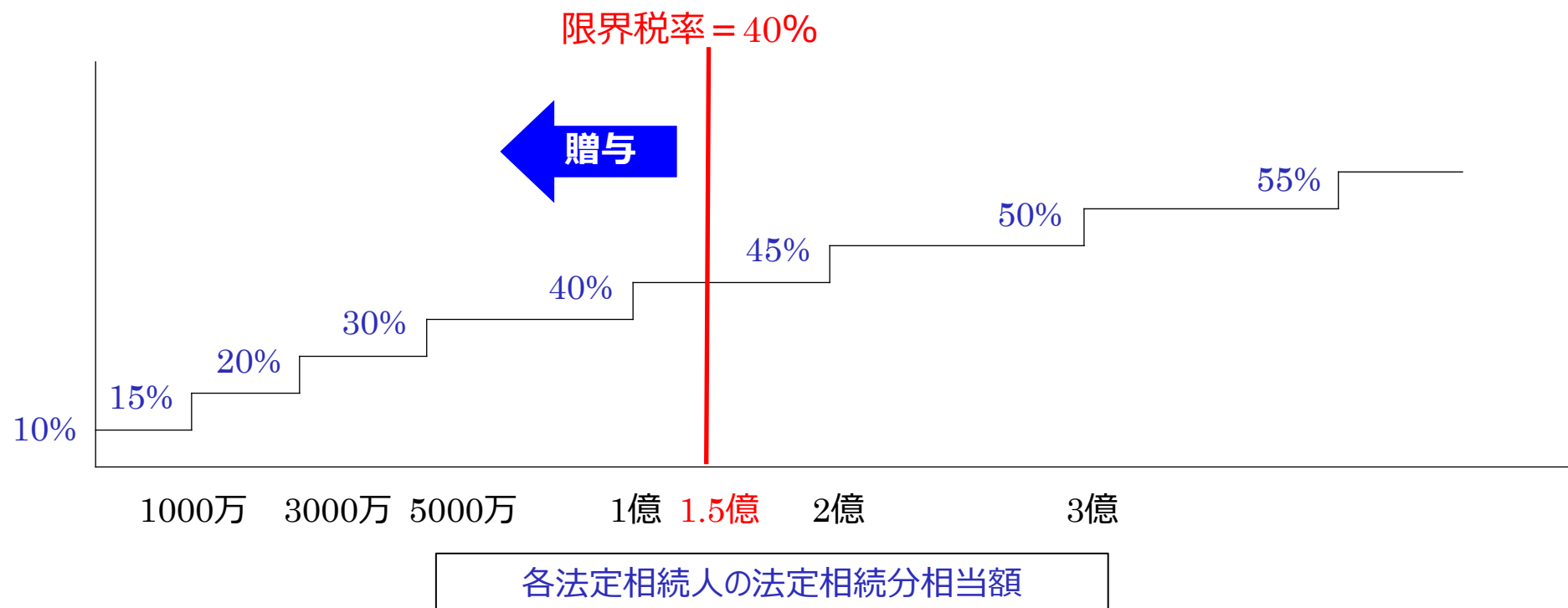
贈与税: 課税価格 (取得財産価額 - 基礎控除額)
相続税: 各法定相続人の法定相続分相当額
 (課税遺産総額を法定相続分で按分した額)

(出典: 第4回 税制調査会 (2020年11月13日) 資料)

相続税の限界税率 A と 贈与税の平均税率 の比較

たとえば、下記の例では、年々400万円の贈与を検討していた場合に、そのまま贈与しなければ相続財産となり、その部分には限界税率40%が課される。

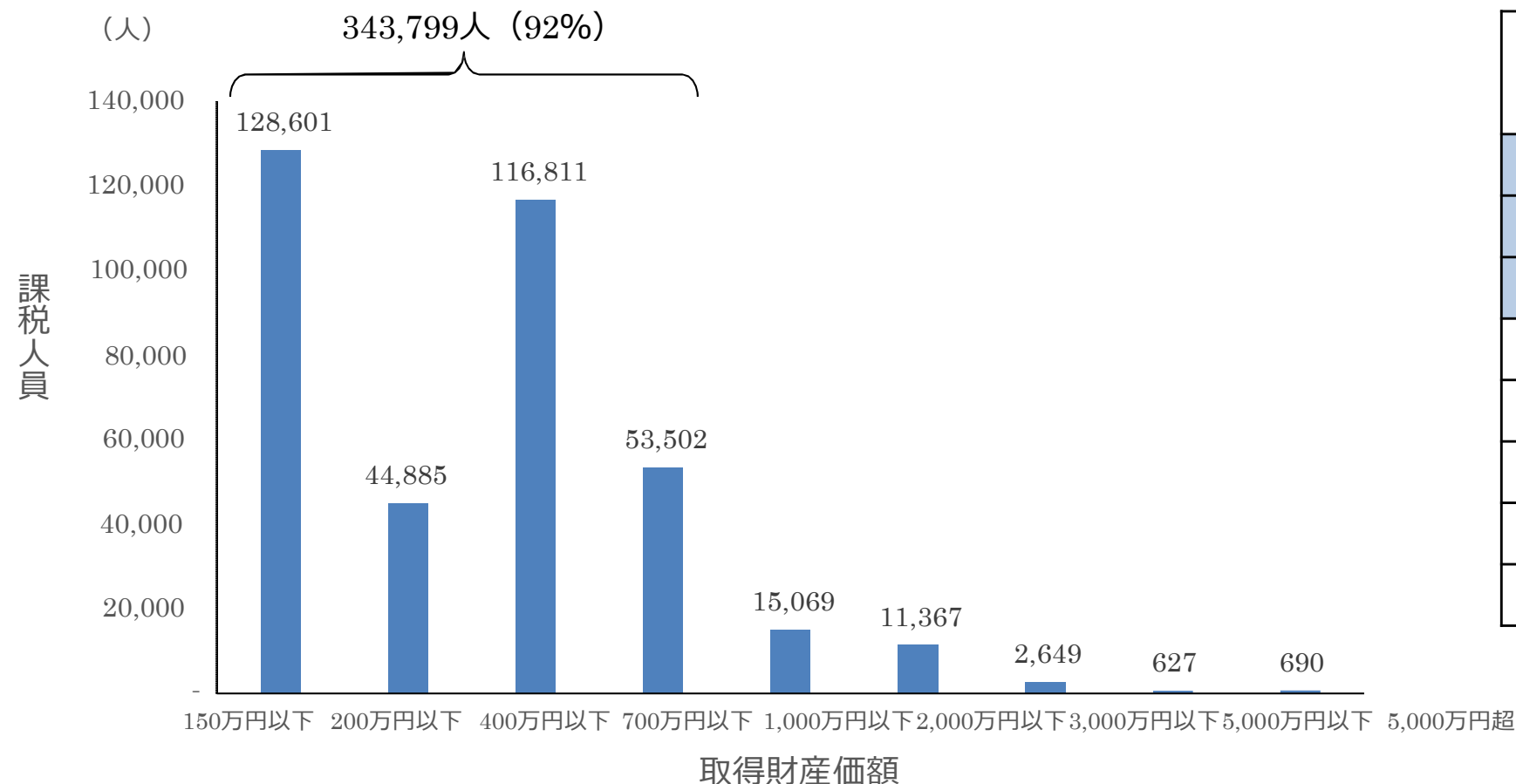
一方で、年間400万円の暦年贈与であれば、平均税率 = 8.4%、 $(400 - 110) \times 15\% - 10$ 万円 = 33.5万円である。 ※配偶者の税額軽減を加味するのであれば、限界税率40%の1/2 = 20%の範囲内であれば効果あり。



暦年課税の取得財産価額階級別の課税人員

○ 暦年課税の贈与（37.4万人）は、取得財産価額が700万円以下のもの（限界税率：10%～20%）が約9割となっている。

暦年課税の課税人員（平成30年分）



● 贈与税の税率表

税率	課税価格（取得財産価額－基礎控除額）	
	直系卑属	一般
10%	～200万円	～200万円
15%	～400万円	～300万円
20%	～600万円	～400万円
30%	～1,000万円	～600万円
40%	～1,500万円	～1,000万円
45%	～3,000万円	～1,500万円
50%	～4,500万円	～3,000万円
55%	4,500万円～	3,000万円～

（出典：第4回 税制調査会（2020年11月13日）資料）

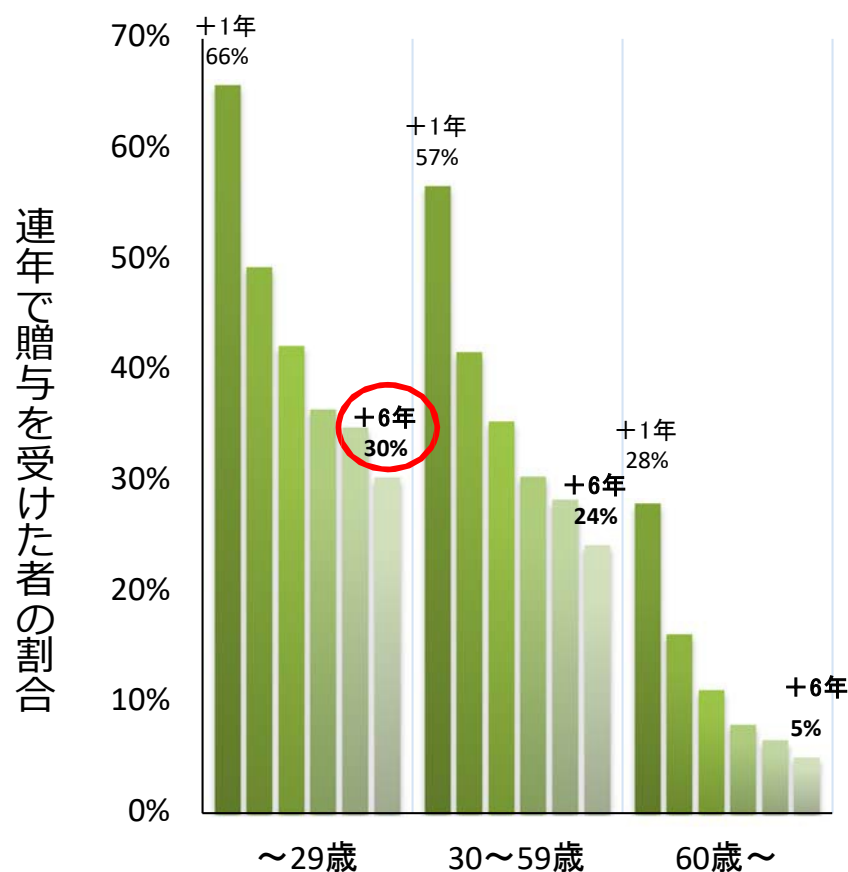
（出所）「国税庁統計年報書」より作成

（注）「課税人員」は、申告義務のある者（住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。）の計数である。

連年贈与の状況

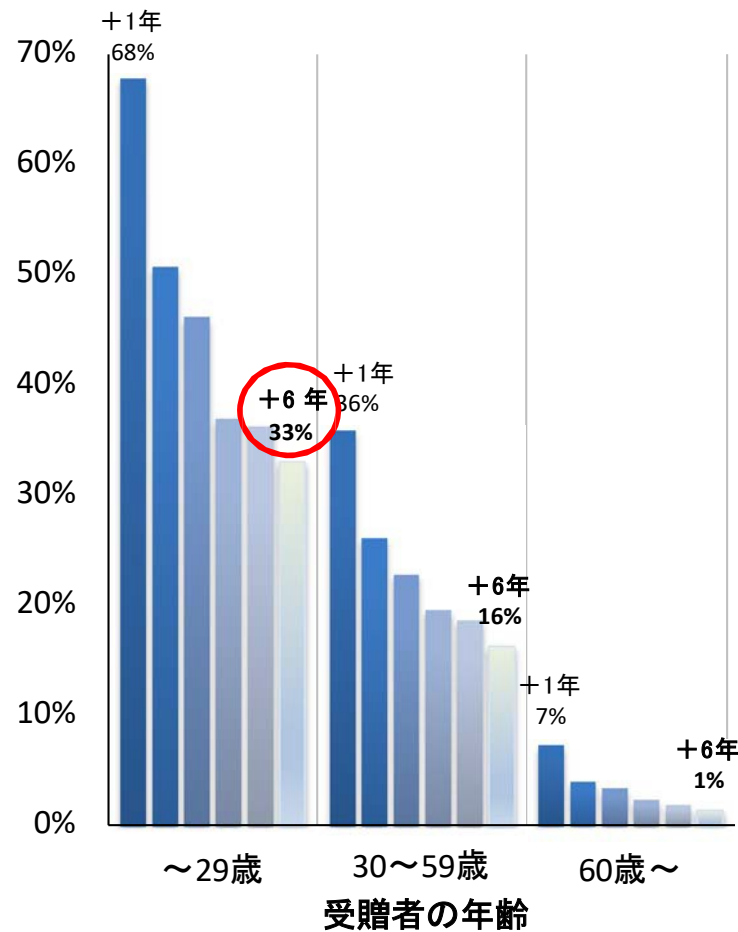
- 平成24年分に贈与税の申告書を提出した者※の翌年以降の申告状況について分析したところ、**複数年にわたって連続して贈与（連年贈与）**を行っているケースが多く見受けられた。
 - 特に、受贈者の年齢層が低いほど連年贈与の割合が高くなっていた。
- ※ 贈与額が400万円以上の者に限る。

贈与額：400万円～1,000万円

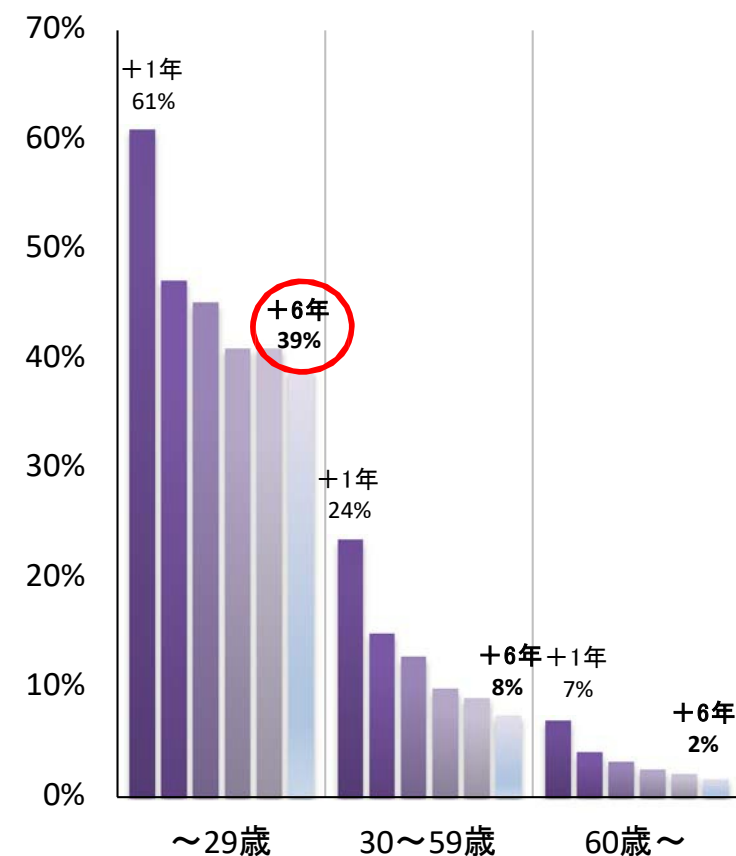


(出所)主税局調べ

贈与額：1,000万円～2,000万円



贈与額：2,000万円～

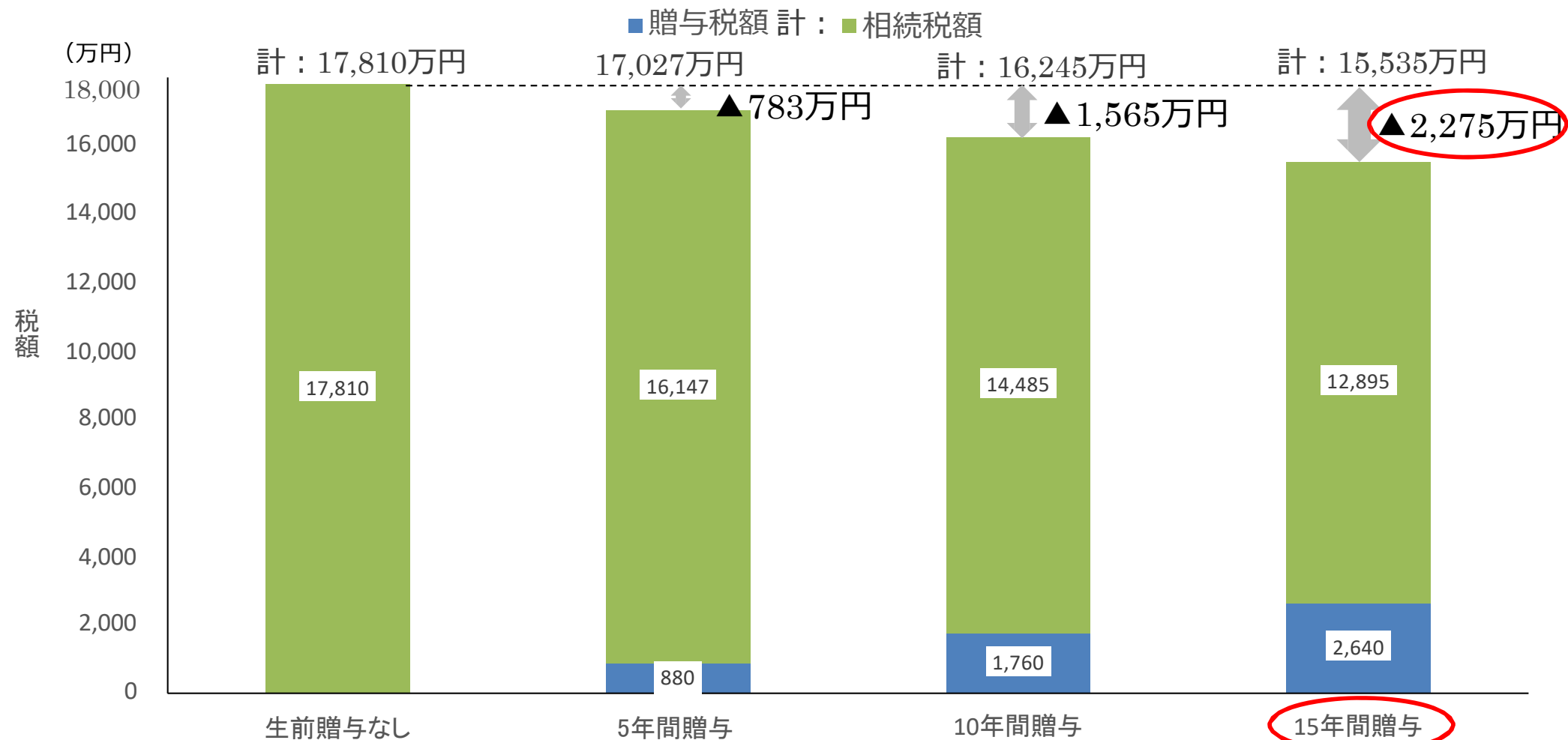


(出典:第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料)

連年贈与による税負担軽減の計算例

暦年課税の場合、贈与する期間が長いほど、相続のみで移転する場合と比べ、税負担が減少。

- 以下の前提で、各パターンごとに贈与税額と相続税額の合計額を計算。
 - ・被相続人（贈与者）の総財産は10億円。相続人は、配偶者・子2名の計3名。
 - ・配偶者は、相続により5億円（法定相続分相当）を取得。
 - ・子2名は、それぞれ贈与又は相続により計2億5,000万円（法定相続分相当）を取得。
 - ・贈与額は、子2名にそれぞれ毎年700万円。



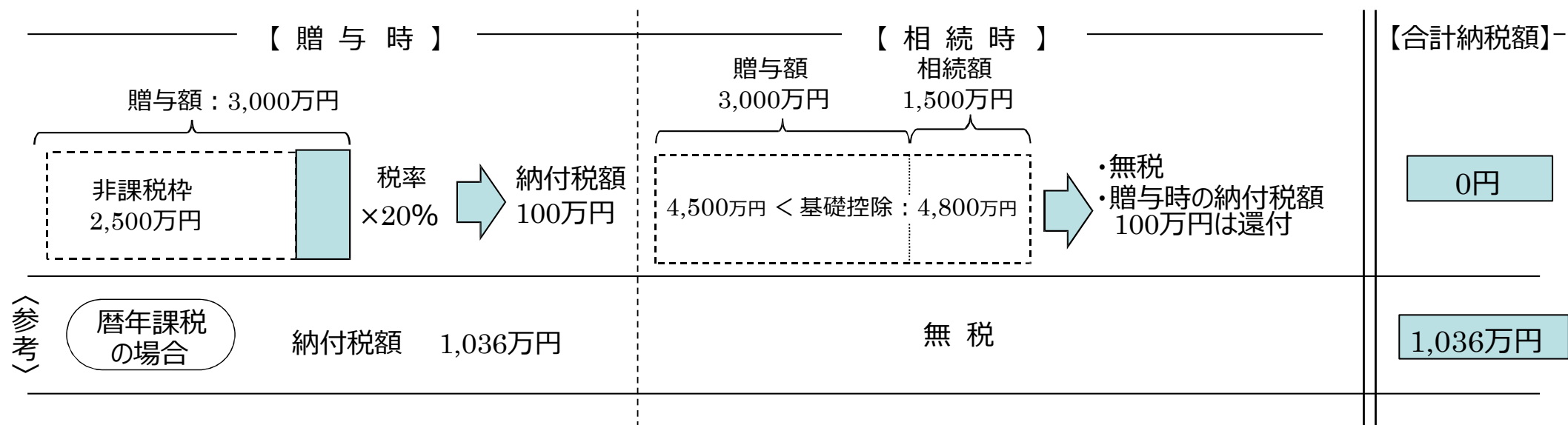
相続時精算課税制度について

- 次世代への早期の資産移転及びその有効活用を通じた経済社会の活性化の観点から、平成15年度に導入
- 暦年課税との選択制

【具体的な仕組み】

- ① 贈与時に、暦年課税よりも軽減・簡素化された贈与税を納付
 - ・ 贈与額2,500万円までは非課税
 - ・ 2,500万円を超えた部分に一律20% 課税
- ② 相続時に、贈与額を相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に納付した贈与税額は相続税額から控除※
 ※控除しきれない金額があれば還付

《計算例》3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合（法定相続人が配偶者と子2人の場合）



- (注1) 相続時精算課税制度を選択できる場合（暦年課税との選択制） 贈与者：60歳以上の者 受贈者：20歳※以上の推定相続人及び孫
 ※令和4年4月1日以後の贈与については、18歳
- (注2) 精算課税を選択した場合、暦年課税の基礎控除（毎年110万円）の適用は受けられない。

（出典：第4回 税制調査会（2020年11月13日）資料）

キーエンス創業家の株式贈与、1500億円申告漏れ

(2016.9/17 朝日新聞)

センサー機器大手「キーエンス」（大阪市東淀川区）の創業者の滝崎武光名誉会長（71）の長男が大阪国税局の税務調査を受け、滝崎氏から贈与された非上場の一族の関連会社の株式について**1500億円超の申告漏れを指摘**されたことがわかった。申告した株式の評価額が著しく低いと判断された模様で、**国税局は過少申告加算税を含め300億円超を追徴課税する更正処分を通知**。長男は全額納付したとみられる。

関係者によると、滝崎家は関連会社とは別に、キーエンスの筆頭株主で同社株17%超を保有する非上場の資産管理会社「ティ・ティ」（大阪府豊中市）を経営。滝崎氏はティ社の転換社債などを利用した出資で新たに関連会社を設立し、同社株を長男に贈与したとされる。

財産評価に関する国税庁の通達では、取引相場のない非上場会社の株式の評価額は、業種や事業内容が類似する企業の株価などを基に算定する。長男は通達に沿って関連会社株を評価したとされるが、国税局は、関連会社が転換社債によって事実上支配するティ社を通じ、大量のキーエンス株を間接保有しているとみなし、評価額が過小だと判断した模様だ。

通達では、国税局が通達に沿った評価額について、実態とかけ離れているなど「著しく不適當」と判断した場合に「国税庁長官の指示を受けて再評価できる」とする特例的な措置も認められている。

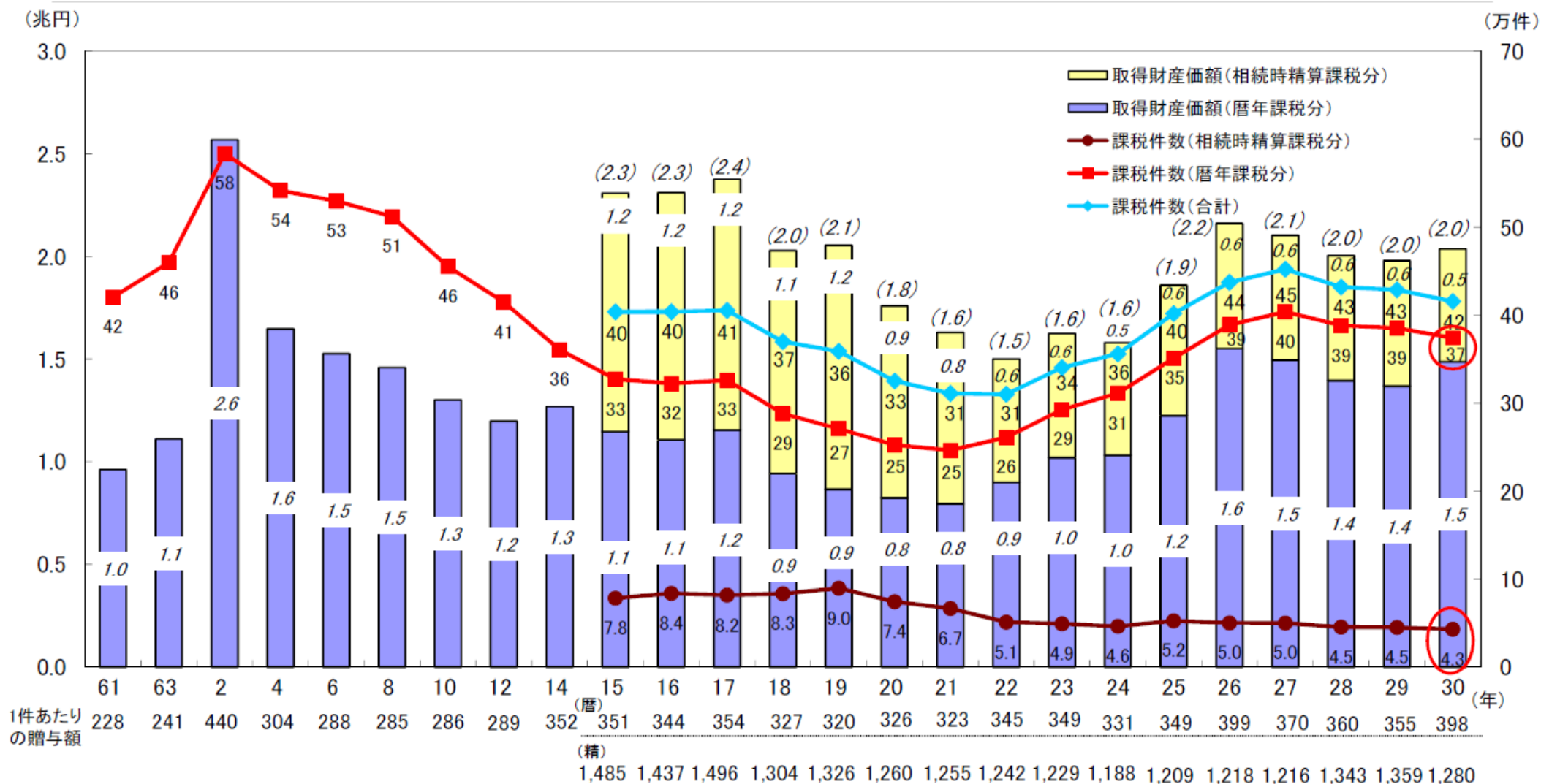
関係者や有価証券報告書などによると、滝崎氏は1974年にキーエンスの前身の会社を設立。2015年3月に代表権を持つ会長を退任、現在は名誉会長。資産家としても知られ、米経済誌フォーブスの16年版「日本長者番付」では、4位の9379億円（同年3月25日の株価・為替レートで試算）を保有すると報じられている。

キーエンスは自動車や半導体など製造業の幅広い分野で利用されるセンサーの高付加価値製品が主力で、16年3月期の売上高は3793億円。営業利益2013億円の高利益率を誇り、最高株価は7万円台を記録した。自己資本比率は94・6%。筆頭株主はティ社（17・87%）で、3位が滝崎氏（7・71%）。

朝日新聞の取材に対し、同社側は回答していない。

贈与税の課税状況の推移

- 相続時精算課税制度の導入後、全体の課税件数及び贈与額が増加。
- ただし、相続時精算課税による課税件数・贈与額は、暦年課税による課税件数・贈与額が増加傾向にある中でも、減少傾向。



(備考)「国税庁統計年報書」による。なお、上記の内、(暦)は暦年課税分であり、(精)は相続時精算課税分である。

(注) 平成21～30年分には、「住宅取得等資金に係る非課税措置」により非課税とされた金額及び本特例により税額が算出されなかった者の件数は含まれていない。

第二 令和時代の税制のあり方

2. 働き方やライフコースの多様化等への対応

(3) 資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築

令和元年9月26日
政府税制調査会

②資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築と格差固定化の防止

経済のストック化の進展に伴い、高齢世代における資産蓄積が顕著となっており、例えば金融資産保有残高は60歳代以上に偏在する状況となっている。高齢化が進んだ結果、「老老相続」が増加しており、相続によっては消費意欲の高い若年世代への資産移転が進みにくい状況になっている。

また、贈与税については、相続税負担の回避を防止する観点から高い税率が設定されているため、生前贈与に対して一定の抑制が働いていると考えられる。平成15年度税制改正においては、**暦年課税との選択制として、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。この制度を選択した場合、それ以降の税負担は資産移転の時期の選択によらず一定となるため 生前贈与に対する抑制は働かないと考えられるが、必ずしも広く利用されている状況ではない。**

諸外国では、相続と生前贈与をより一体的に捉えて課税を行うことで、資産移転の時期の選択に対する税制の中立性を確保している例が見られる。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に中立的な税制となっている。この結果、移転時期を操作することによる累進回避もできず、生涯の税負担は一定である。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっており、累積期間内では資産移転の時期によらず税負担が一定となる。

我が国においても、こうした諸外国の例を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直し、格差の固定化を防止しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築する方向で、検討を進める必要がある。

他方、資産の早期移転による消費拡大を通じた経済の活性化を図るための時限措置として、各種の贈与税非課税措置が設けられているが、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化につながりかねない側面がある。機会の平等の確保の観点などを踏まえ、資産移転の時期の選択に中立的な税制を構築していくことと併せて、これら各種の非課税措置のあり方についても検討していく必要がある。

(出典:第4回 税制調査会(2020年11月13日)資料)